めぐろ芸術文化振興プラン 改訂版 「文化縁」を通した芸術文化の振興に向けて

平成 2 4 年 1 2 月 目黒区

改訂にあたって

《プラン改訂の考え方》

平成18年度から27年度までを計画期間とするめぐろ芸術文化振興プラン(以下「振興プラン」という。)では、前期計画(18年度から22年度まで)の推進状況を把握・評価のうえで、後期計画についての補正を行うものとしています。

区は、平成17年11月策定の振興プランを踏襲したうえで、18年度から23年度までの推進状況を把握・評価し、25年度から重視すべき取組み等を明確にする観点での改訂とすることとしました。その主な理由は次のとおりです。

一つには、現在の長期計画の基本目標が振興プラン策定時と同じであり、振興プランの目的である「文化縁」の形成を通した芸術文化の振興は変わらないことから、各施策の維持・充実により総体としての充実化が必要であること。二つには、芸術文化振興の取組みは限られた財源の中で、施策の選択と補強の取組みが必要であること、です。

なお、区では、平成23年度当初には、芸術文化・スポーツ行政に関する区長部局への移行などの執行体制整備を行い、「文化縁」の形成の促進や充実を目指して、コミュニティ・商業振興・観光・交流など区政の各分野が連携して取組む体制を確保するとともに、類似の事業などを整理統合しながら、効果的・効率的な事業展開を図ってきています。このことも踏まえた検討としました。

また、評価と改訂の検討では、区の関係所管で構成する検討組織を設け、目黒区芸術文化振興財団職員のオブザーバー参加と学識経験者による専門的な助言等を得て行いました。

《改訂の取りまとめ方》

施策を選択して補強を行う方針を次のとおりとし、これをもとに、該当する施策(推進方策)において、補強内容を明らかにしました(第6章の2)。

なお、改訂に向けて実施した推進状況の把握・評価、芸術文化振興に係る目黒区世 論調査の結果、第2章のデータの改訂時点の補足等を、別冊の資料編に追加しました。

施策の推進状況や制度の変更等に伴う修正を行いました。

指定管理者の現況及び言葉の説明の一部で補足説明を加えました。

【施策の選択と補強の方針】

振興プランに基づき、鑑賞や創造など芸術文化に親しむさまざまな機会が提供されてきました。特に、目黒区芸術文化振興財団(以下「芸文財団」という。)では、区立学校への芸術家派遣や青少年対象のワークショップ、新進芸術家の紹介など、将来を見据えた芸術の担い手への支援や地域の芸術文化の資源の活用を特徴とする取組みを実施してきました。

本改訂では、区、芸文財団あるいは各種の活動団体との連携・協力を基に取組んできた 実績を基盤として、緊急財政対策の取組みに伴う限られた財源等を勘案しながらさらなる 文化縁の形成と拡大を図っていくため、次の方針に基づき、既定の推進方策のうちから選 択し補強します。

将来を見据えて、子どもや新進芸術家など芸術の担い手への支援を充実していく。 活動団体や芸術家の企画・活動、文化的な蓄積など、地域の資源を一層活用し、芸 術文化に触れる機会の提供を、広範な分野で効果的・効率的に図れるよう工夫してい く。

音楽・舞台芸術分野の拠点である目黒区文化ホールと美術芸術分野の拠点である目

黒区美術館を備えた本区の特徴や、芸術文化、国際交流、観光まちづくりの公益的な 事業展開を所管する区組織の統合化を活かし、分野間の融合的事業を推進していく。

この方針に関しては、次の2点の融合的な事業に取組みます。

- ・ 美術と音楽の融合的な事業について、めぐろアートウイーク(注)での取組みや、目黒区文化ホールや目黒区美術館でのワークショップ・コンサートの実施例を踏まえて取組んでいきます。
- ・ 芸術文化分野、国際交流分野、観光分野の融合的芸術文化事業の実施に取組 んでいきます。

(注:「聴く・視る・知る」、「創造する」、「応援する」という3つの視点から、 芸術文化に触れる機会を提供する事業)

【推進方策への追記の集約】

方針に沿って選択し補強する推進方策(16方策)と追記内容の抜粋は、次のとおりです。

カー・ファー ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・	と選択し帰強する推進力策(10万束)と造む内谷の放件は、次のとのうで	C 9 0
選択と補強の方針	対応する推進方策及び追記内容	ページ
将来を見据え	【 2-1-1】区立学校への芸術家派遣事業の実施()【重】	p23
て、子どもや新進	・ 文化ホールでは、区立学校のみならず、区内の私立学校にも	
芸術家など芸術の	働きかけ、表現や創造の楽しみを知るきっかけづくりを行ってい	
担い手への支援	きます。また、学校の相談に応じて情報提供しながら、企画実施	
を充実していく	の援助も行っていきます。	
	なお、実施実績を踏まえ、「試行」の位置づけを終了します。	
	【 2-1-7】地域での芸術文化体験への支援【重】	P24
	・ 子どもが伝統芸能に触れる機会が持てるよう、地域でのこれ	
	までの活動実績を把握しながら、活動団体との協力関係の構築	
	や、連携による事業の試行についても、主として芸術文化の分	
	野で検討していきます。	
	【 2-1-11】親子参加型芸術文化事業の実施【重】(2-2-10も同じ)	p25·
	・ 文化ホールでは、クラシックやジャズ等、親子参加型で触れ	28
	る機会を積極的に提供していきます。	
	・ 美術館では、要望の高い幼児向けの親子参加型ワークショッ	
	プを実施していきます。	
	【 2-2-9】目黒区文化ホール親子席の検討	p28
	・ 文化ホールでは、芸文財団が行う親子参加型芸術文化事業に	'
	おいて、親子席の確保を実施していきます。	
	【 3-1-7】新進芸術家の活動を紹介する機会の実施【重】	p32
	・ 文化ホールでは、新進芸術家を新たに見出し、その特徴を活	,
	かせる公演を実施していきます。	
活動団体や芸	【 3-1-8】区内在住・区にゆかりのある芸術家の活動を紹介する機	p33
術家の企画・活	会の実施【重】	
動、文化的な蓄積	・ 文化ホールでは、目黒区にゆかりのある芸術家の活動を紹介	
など、地域の資源	していきます。なお、小ホールの効果的な活用など、費用対効果	
を一層活用し、芸	が高く、かつ鑑賞者の増加につながる方策を検討していきます。	
術文化に触れる機	・ 美術館では、目黒区ゆかりの新進作家を新たに見出すよう調	
会の提供を、広範	査し、事業につながるようにしていきます。	
な分野で効果的・	【 3-2-1】区民等が企画に参加する芸術文化事業の実施【重】(2	р33·
効率的に図れるよ	-2-6・ 3-2-3も同じ)	27
う工夫していく。	・ 文化ホールでは、区内の芸術文化推進団体等と定期的に打合	· 34
	せをし、連携しながら団体による発表の機会や区民が幅広く芸	
	術文化に触れる機会をもてるように取組んでいきます。	

音楽·舞台芸術 ア 音楽・舞台芸術分野と美術芸術分野の融合的な事業 美術と音楽の融合的な事業について、めぐろアートウイークで 分野の拠点である の取組みや文化ホール、美術館でのワークショップ・コンサートの 目黒区文化ホー 実施例を踏まえて、充実させていく。 ルと美術芸術分 【 1-1-1】入門的芸術文化講座の実施(2-2-1も同じ) 野の拠点である目 p 19 · 黒区美術館を備 区所管課と芸文財団とが共同して、音楽・舞台芸術と美術芸 26 えた本区の特徴 術の融合的な事業の実施に向けて企画と運営を工夫していきま や、芸術文化、国 際交流、観光まち 【 2-2-2】初心者参加ワークショップの実施 p26 づくりの公益的な 上記【 1-1-1】と同じ。 芸術文化分野、国際交流分野、観光分野の融合的な事業 事業展開を所管 する区組織の統合 【 1-1-7】区内の観光資源との連携・協力による芸術文化事業の実 p21 化を活かし、分野 施 間の融合的事業 芸術文化分野、国際交流分野、観光分野でそれぞれ展開して を推進していく。 いる事業について、技術支援、人的支援、情報提供支援など、関 係する団体が相互に支援しあうことで、効果的な実施となるよう 工夫します。 ・ 美術館では、美術館事業と関連のある事業について連携を進 めていきます。 【 1-1-9】多様な文化を紹介する機会への支援 p21 現状の取組みを踏まえ、さらに、芸術文化事業の企画等にお いて、目黒区国際交流協会などの国際交流分野の団体との連携を 進めていきます。 【 1-2-3】様々な団体等による文化交流の機会への支援 p22

《緊急財政対策に係る事業見直し等との関係について》

を検討していきます。

緊急財政対策に伴い限られた予算の中で事業の執行等を工夫し、振興プラン総体としての成果の向上を目指して、振興プランに掲げた57の既定の推進方策のうちから選択して補強する取組みを行うこととしました。その他については、当初の計画を基本とし、前期の実績を活かしながら取組んでいくこととしました。

芸術文化分野、国際交流分野、観光分野の関係団体が連携し、 多様な分野の団体の取組みを活かしながら、外国籍のかたが日本文化に接する機会を確保していくように、支援していきます。 芸術文化・国際交流・観光まちづくりに係る公益法人等の統合に関しては、行革計画に基づく区の検討結果を受けて、対応

また、今後に改定等が行われる補助計画や区有施設見直し方針との整合性については、振興プランの位置づけで基本計画はじめ他の補助計画との整合性を図った計画としている(第1章のとおり)ことから、必要に応じて見直しを検討することとします。

目 次

改訂にあたって
はじめに
第1章 計画の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1 計画策定の経緯
2 芸術文化振興プラン策定の前提
3 芸術文化振興プラン策定の目的
4 芸術文化振興プランの位置づけ
5 計画期間
6 芸術文化振興プランの構成
第2章 芸術文化をめぐる状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1 社会的背景
2 目黒区をめぐる状況
第3章 芸術文化振興の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・ 9
1 芸術文化振興の目的
2 芸術文化振興の3つの目標
第4章 芸術文化振興の担い手・・・・・・・・・・・・・・・・12
1 区民(個人)
2 団体
3 芸術文化の専門家・専門団体
4 教育機関
5 企業
6 行政(目黒区)
第5章 芸術文化振興施策推進の基本的な視点等・・・・・・・・・・・・15
1 施策推進の視点
2 施策の体系化
3 リーディングプログラム
第6章 芸術文化振興に向けた施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・16
1 施策の体系
2 芸術文化振興の施策
目標1 芸術文化に親しむきっかけづくり
目標 2 活発な芸術文化活動の展開
目標 3 文化縁の形成
第7章 リーディングプログラム ・・・・・・・・・・・・・・・・36
リーディングプログラム 1 芸術文化活動サポートセンター設置プログラム
リーディングプログラム 2 子どもへの芸術文化振興プログラム
リーディングプログラム 3 芸術家発掘プログラム
資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 4
資料 1 目黒区芸術文化振興条例
資料2 第35回目黒区世論調査より
資料3 目黒区文化ホール、目黒区美術館自主事業来館者状況
資料4 プラン策定の経過

資料5 プランの検討組織と検討の内容

資料 6 目黒区芸術文化振興計画策定懇話会設置要綱

資料 7 目黒区芸術文化振興計画策定検討会設置要領

言葉の説明

改訂版資料1.3つの目標における実施概況と評価・留意点等(別冊)

改訂版資料2.目黒区文化ホール及び目黒区美術館の実施概況と評価・留意点等(別冊)

改訂版資料3.芸術文化振興に関する目黒区世論調査(平成23年度)について(別冊)

改訂版資料4.第2章に関するデータの改訂時点での補足資料

改訂版資料5.プラン改訂の経緯(別冊)

改訂版資料6.目黒区芸術文化振興計画評価・改訂検討委員会設置要領(別冊)

改訂版資料7.3つの目標に沿った個々の推進方策に係る実績表(別冊)

めぐろパーシモンホールや目黒区美術館、社会教育館などの区立施設をはじめ、地域のあらゆるところで、実にたくさんのかたがたが芸術文化に親しまれています。目黒区の芸術文化は、25万区民の皆様に支えられているのです。

めぐろ芸術文化振興プランは、このような区民の皆様の活動と地域の芸術文化がさらに豊かなものになるには、行政は何を行っていくのかということを明らかにすることを目的に策定しました。

そのキーワードとなるのが「文化縁」です。この「文化縁」という言葉は、プランの策定に先立ち設置されました目黒区芸術文化振興計画策定懇話会での"芸術文化の振興には芸術文化を通した人のつながりが大切である"という検討の中で生まれました。

「文化縁」=芸術文化を通した人のつながりは、地域で芸術文化活動をされているかたがたの姿そのものであります。また、それは区のまちづくりの方向にもつながるものであります。このことから、プランの策定にあたりましても、この「文化縁」を芸術文化振興の基本的な考え方としました。

区では、平成18年度からこのプランをスタートさせていきますが、ここでひとつお願いがございます。それは、ぜひ、区民の皆様の「文化縁」に私ども行政も参加させていただきたいということです。

"芸術文化の振興は行政だけでできるものでなければ、行政だけで行うべきものでもなく、 区民の皆様の自主的な活動とその活動を行政が支援し、連携・協力することにより実現され ていきます"と、目黒区芸術文化振興計画策定懇話会の後藤座長は、報告書に書かれました。 区といたしましては、この言葉の通り、多くのかたがたとともに目黒という地域の芸術文化 をより豊かなものにしていきたいと考えております。ぜひ皆様のご理解とご協力をお願いい たします。

最後になりましたが、目黒区芸術文化振興計画策定懇話会では、実に多様な視点から本区の芸術文化のあり方についてご検討をいただきました。また、めぐろパーシモンホールや目 黒区美術館の利用者の皆様にはアンケートにご協力いただきました。さらに、区民の皆様からは広報紙やホームページでの案などの公表に対し、貴重なご意見・ご提案を多数いただきました。改めてお礼を申し上げます。

区では、いただきましたご意見等につきまして、可能な限り反映するよう努めましたが、 十分に反映することができなかったものもあるかと思います。それらにつきましては、プランを実現していく上での貴重なご提案とさせていただきたいと思います。

平成17年11月

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

比較的環境に恵まれた住宅地域が広がり、都心部への交通アクセスもよく、また「文筆家・芸術家・芸能家」が居住する割合が全国的に高い地域である(5ページ参照)目黒区では、学校や地域を舞台に多様な芸術文化活動が行われ、その中で、区民が主体となり地域の文化が育まれてきました。

区(行政としての"目黒区"を意味します。)は、長期計画の基本目標(*9)の一つとして、「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」を掲げ、この目標の達成に向け、区民の芸術文化活動への場・機会の提供等を通し、地域の芸術文化活動の支援に努めてきました。そして、目黒区文化ホール(めぐろパーシモンホール、中目黒GTプラザホール)の開設(平成14年度)を契機として、地域の芸術文化のより一層の振興を図るため、平成14年7月に芸術文化の振興に関する基本理念、施策の基本的事項等を盛り込んだ目黒区芸術文化振興条例を広く区民に明らかにしました。

一方、区が平成15年度に実施しました「第35回目黒区世論調査」によりますと、区民が区に期待する芸術文化施策の第一位は、「芸術文化に関する活動の場・機会の提供」、第二位は、「伝統文化の保存等」、第三位は、「芸術文化に関する情報収集・提供」でした。

「めぐろ芸術文化振興プラン(以下「芸術文化振興プラン」といいます。)」は、このような状況を踏まえ、区の芸術文化振興に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

そして、区民・団体と行政との連携・協力による芸術文化の振興を通じて「豊かな人間性 をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現を目指します。

2 芸術文化振興プラン策定の前提

芸術文化振興プランは、次の各点を踏まえ策定します。

(1)目黒区長期計画の基本目標

目黒区基本構想では、「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」をまちづくりの方向として定め、そのための基本目標の一つとして、「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」を掲げています。目黒区長期計画では、この目標の実現につながる施策の一つとして芸術文化の振興を位置づけています。

芸術文化振興プランは、この基本目標の推進に向けた施策を定めます。

(2)目黒区芸術文化振興条例

目黒区芸術文化振興条例では、芸術文化振興の基本理念として、次の2点を定めています。 広く区民が芸術文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境の整備を図ることに より、区民の主体的な活動を一層促進し、区民一人一人の心豊かな生活と活力ある地域 社会の実現に資することを基本として行うこと

芸術文化の振興に当たっては、活動を行う人の自主性・創造性を十分配慮すること芸術文化振興プランは、条例が定めるこれらの基本理念を踏まえ策定します。

*印の用語については、巻末の「言葉の説明」をご覧ください。 用語については、本文中、最初に出てきた箇所に*印を付けました。

(3)目黒区芸術文化振興計画策定懇話会報告

区では、芸術文化振興プランの策定に先立ち、芸術文化の専門家や区民の方等で組織する 目黒区芸術文化振興計画策定懇話会を設け、目黒区の芸術文化振興の基本的方向や課題につ いて検討をしていただきました。

芸術文化振興プランは、そこで検討いただきました内容を尊重し策定します。

3 芸術文化振興プラン策定の目的

芸術文化振興プランは、芸術文化の振興とそれを通し「豊かな人間性をはぐくむ文化の香 り高いまち」の実現につながる施策を長期的、総合的、体系的に推進する計画として、次の 点を明らかにします。

(1)芸術文化振興の基本的な考え方(第3章)

目黒区芸術文化振興条例が定める区の芸術文化振興の基本理念を踏まえ、芸術文化振興の 目的や目指すべき方向を明らかにします。

(2)芸術文化振興における区民等と行政の役割(第4章)

区は、個人(区民)・団体、専門家・専門的団体、教育機関、企業(以下「区民等」といいます。)と連携・協力して地域の芸術文化の振興を図っていくという視点にたち、区民等と行政とがそれぞれ担う役割や課題を明らかにします。

(3)芸術文化振興施策推進の基本的な視点等(第5章)

目黒区の芸術文化振興とそれを通した「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の 実現に向け、芸術文化振興施策を推進していくに当たって留意すべき点を明らかにします。

(4)芸術文化施策の体系化(第6章)

区として取り組むべき芸術文化振興施策・事業の体系化を行い、それぞれの施策・事業を 展開していく上での方向を明らかにします。

(5)芸術文化振興に向けてのリーディングプログラム(第7章)

芸術文化振興の目的達成に向け、芸術文化振興の目標を円滑に展開していくために特に重点的に先行して取り組むべき施策・事業をリーディング(先導)プログラムとして示します。

4 芸術文化振興プランの位置づけ

- (1)芸術文化振興プランは、目黒区芸術文化振興条例第4条に基づく計画です。
- (2)芸術文化振興プランは、目黒区基本計画の補助計画(*12)です。
- (3)芸術文化振興プランは、「めぐろ学校教育プラン」「目黒区生涯学習実施推進計画」「次世代育成支援行動計画」等、他補助計画との整合性を図った計画とします。
- (4)芸術文化振興プランの具体化は、実施計画又は毎年度の予算編成を通して行っていきます。

5 計画期間

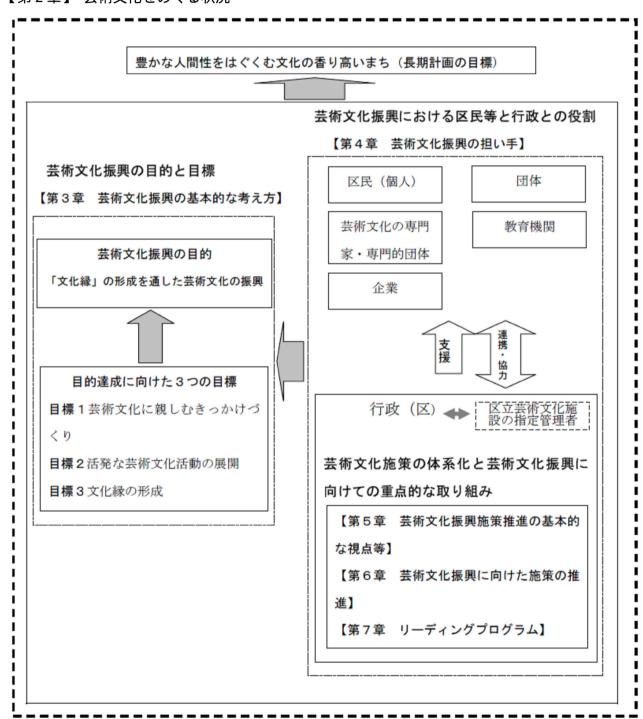
芸術文化振興プランの計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とします。計画期間中の前半5年間(平成18年度から平成22年度)を前期計画、後半5年間(平成23年度から27年度)を後期計画とします。

後期計画については、前期計画の推進状況を把握・評価のうえ補正を行います。また、計画期間内に長期計画の改定が行われた場合や、芸術文化振興をめぐる状況が変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。

6 芸術文化振興プランの構成 芸術文化振興プランは、次の構成となっています。

【第1章】 計画の策定にあたって

【第2章】 芸術文化をめぐる状況



芸術文化の範囲について

平成13年に成立した「文化芸術振興基本法」では、「文化芸術」という言葉が用いられ、芸術等について、次のように例示しています。

芸術

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術 (メディア芸術を除く) メディア芸術

映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を活用した芸術 伝統芸能

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他わが国古来の伝統的な芸能 芸能

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能(伝統芸能を除く) 生活文化

茶道、華道、書道、その他の生活にかかる文化

国民娯楽

囲碁、将棋、その他の国民的娯楽

民俗芸能

地域の人々によって行われている民俗的な芸能

人々が文化と芸術に抱くイメージは違いがあり、時代や状況によっても変わっていくものといえます。このことから、「芸術文化」について明確に定義することは困難といえます。ただし、本区における「芸術文化」を考えるに当たっては、芸術文化振興条例が目黒区文化ホールの設置を契機に制定されたことを留意する必要があります。このことから、本計画では、芸術文化について次のとおり考えます。

「芸術文化」について、明確な分野(守備範囲)は設けません。

ただし、目黒区文化ホール、目黒区美術館において行われる活動(鑑賞、創造)の分野は、本区における「芸術文化」の中核となるものと考えます。しかし、それ以外の分野についても当然に「芸術文化」であり、この計画の対象となるものです。